

○財務省告示第三百九十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十二年十一月十八日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十二年十二月三日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（十年）（第二百七十九回、第二百八十回、第二百八十一回、第二百八十五回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十八回、第六十回、第六十一回、第六十二回、第六十三回及び第七十回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定	の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で二千九百九十六億円 内訳（別表のとおり）

十四

利

子

れるものとして振替口座簿
 中の口座に記載又は記録さ
 れるものについては、前記(一)
 の算式により算出した金額
 から当該金額に百分の二十
 を乗じた金額(ただし、当
 国債を発行時において取得
 する者が非居住者又は外国
 法人である場合には、前記(一)
 の算式により算出した金額
 に当該非居住者又は外国法
 人が適用を受ける所得税の
 税率を乗じた金額)を控除す
 ることができる。

第十号に規定する発行日後の各
 発行対象国債の支払期におい
 て、次の算式により算出した
 金額を支払うときは、その翌
 営業日に当該支払期において
 規定する支払日について同じ。

各発行対象国債の額面金額×各
 発行対象国債の利率／100×1
 ／2

十五
十六
十七

償還期限
 償還金額
 入札の基
 準とする
 各発行の
 対象国債
 利回り

(別表のとおり)
 額面金額(円)
 平成二十二年十一月十五日付
 日本証券業協会が発した公
 本証券の発行統計表に掲載
 店頭売買参考統估值の平均
 値
 各発行対象国債の平均値
 の単利利回りとする。

名称及び記号	利率（年）	償還期限	（発行額） （額面金額）
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券）	二・〇％	日年平 三成 三月 二十五	億三 百七 十二
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券）	一・四％	日年平 十成 三月 二十四	二十 億 円
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券）	一・九％	日年平 九成 三月 二十四	四十 億 円
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券）	一・七％	日年平 三成 二月 二十九	円百 三十三 億
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券）	一・七％	十年平 日十成 二月 二十八	円二 百六十 億
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券）	二・〇％	日年平 六成 二月 二十八	三百 二億 円
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券）	一・九％	日年平 六成 二月 二十八	億五 百三 十二
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券）	二・〇％	日年平 三成 二月 二十八	四百 二億 円

（別表）

十八	元利金支	日本銀行
十九	払場所	
十九	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
二十	払込期日	平成二十二年十一月十八日

（（利 第二付 七十国 十年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 六十国 十年庫 三）債 回）券	（（利 第二付 六十国 十年庫 二）債 回）券
二 ・ 四 %	一 ・ 八 %	○ ・ 八 %
日年平 六成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十五	日年平 六成 月三 二十五
円三 百 十 八 億	円三 百 十 一 億	三 百 六 億 円